

大規模小売店舗の新設に関する市の意見について

仙北市公告第16号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第4項の規定により、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年2月1日経済産業省告示第16号）を勘案したところ、当該大規模小売店舗周辺地域の生活環境保持の見地からの意見は有しませんので、同条第6項の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成27年6月12日

仙北市長 門 脇 光 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビックフレック角館店

秋田県仙北市角館町上菅沢360番地7ほか

2 市の意見

なし

ただし、以下の事項について要請します。

早朝や夜間の荷さばき作業に伴う騒音及び来退店車両による騒音については注意するとともに、屋外照明については周辺的生活環境に十分配慮するように努めること。また、問題が発生した場合には速やかに対応し必要な対策を講じること。

3 関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 縦覧場所

仙北市角館町中町36番地 中町庁舎 仙北市観光商工部商工課

(2) 縦覧期間

平成27年6月12日から平成27年7月12日まで